七宗町社会福祉協議会だより

みんなのふくし

2020 6.20
No.143

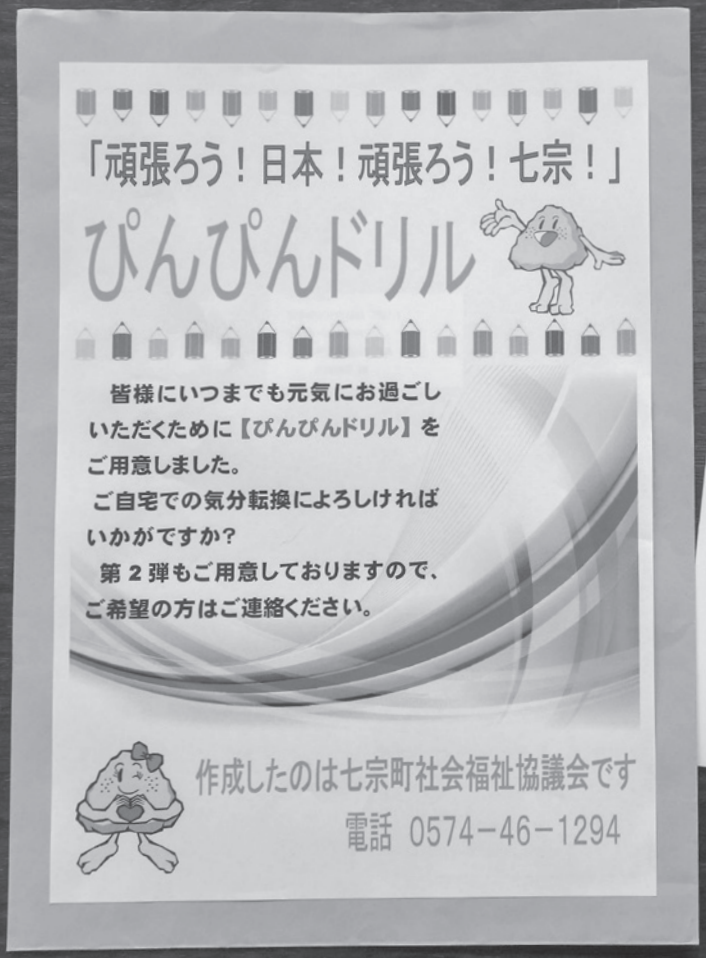

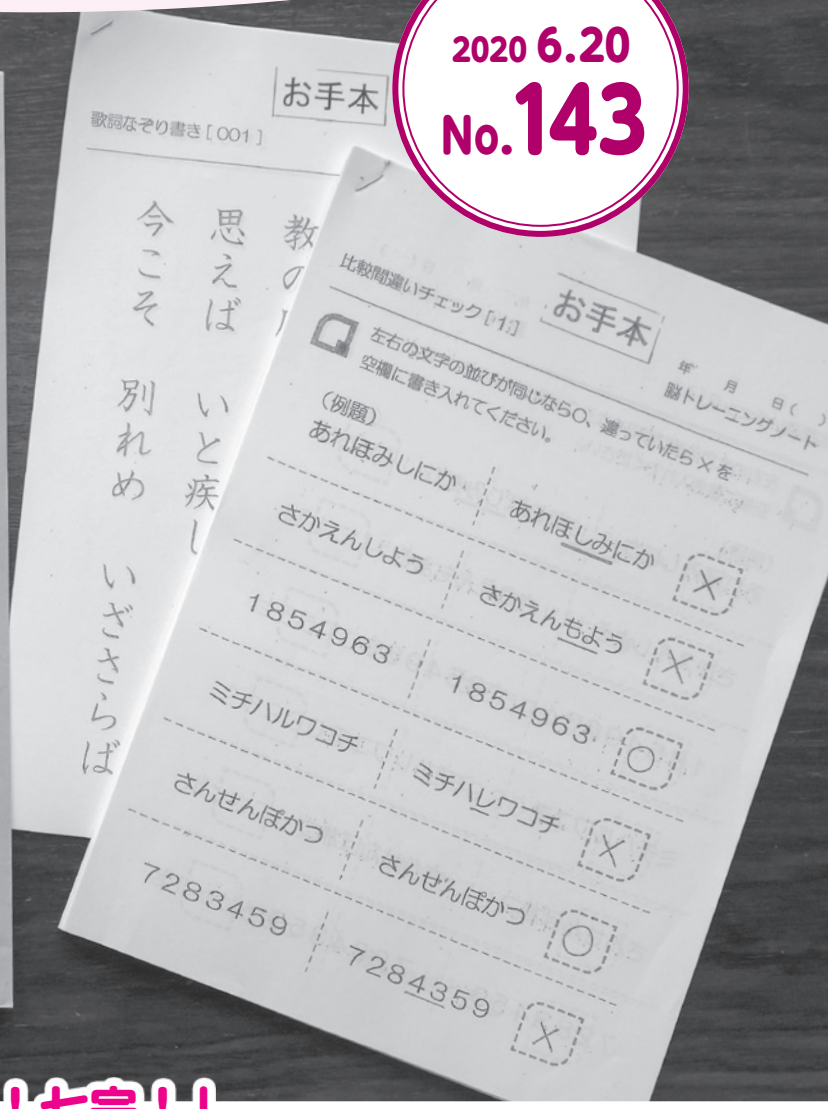

「頑張ろう！日本！頑張ろう！七宗！」
“ぴんぴんドリル”をやってみませんか？

地域の皆様にいつまでも元気にお過ごしいただくために“ぴんぴんドリル”を作りました。なかなか気軽に外出できない中、自宅での気分転換になる簡単なドリルです。詳しくは６ページをご覧ください。

＊この広報誌は皆さんの会費で作られています。

編集・発行
社会福祉法人
七宗町社会福祉協議会
岐阜県加茂郡七宗町神渕10327-1
☎0574-46-1294 FAX0574-46-0007
URL:http://sanhoum.7so.ne.jp
E-mail:sanhoumu@sanhoum.7so.ne.jp

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは どのような事業なのでしょうか？

認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分な方の暮らしの安心をお手伝いする事業です。

次のようなサービスが利用できます。

福祉サービスの利用援助

- 介護保険などの福祉サービスを利用する手続きのお手伝い
- 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談援助

日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料金や、医療費、公共料金等の支払い
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 日常生活に必要な費用の支払いや、預貯金の出し入れ

通帳や証書類、はんこ等の預かりサービス

- 預金通帳や印鑑、証書(年金証書、権利証書、契約書など)の預かり
  ※宝石、書画、骨董品、貴金属などはお預かりできません。

一人で判断に迷う時や困った時に、いつでも専門員や生活支援員に相談できます。

福祉サービスって何？

介護保険制度などの高齢者福祉サービス、知的障がい者や精神障がい者が利用する福祉サービスなどです。

例えばホームヘルプサービスやデイサービス、食事サービス、入浴サービス、外出支援サービスなどさまざまなサービスがあります。

金銭管理ってどういうことをしてくれるの?

社会福祉協議会が、年金や保護費が振り込まれる通帳をお預かりし、生活支援員があらかじめお約束した生活費をお届けしたり、医療費や福祉サービスの利用料の支払い手続きのお手伝いをします。

どのような人が利用できるのでしょうか?

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方などが利用できます。

例えば、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が対象になりますが、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。施設や病院に入所、入院している方も利用できます。

- ホームヘルプサービスなどの福祉サービスを利用したいが、どうすればいいかわからない方
- 通帳や印鑑をしまった場所がわからなくなったり、公共料金などを払い忘れてしまうなどお金の管理が心配な方
- 年金などの書類が届いても、どう手続きしたらいいかわからない方
- 年金や生活保護費で生活しているけれど、計画的にお金を使えない方
- 大切な証書や印鑑などを自分で管理するのが不安な方

お問い合わせ　七宗町社会福祉協議会　TEL46-1294　担当：松山 幸生

生活支援・相談センターのご案内

「家計のやりくりがうまくいかない」、「借金が多くて返済ができない」、「働きたいけど今一歩踏み出せない」、「もう何年も引きこもりが続いている」などの生活の不安や心配ごとの相談にのり、支援してくれる生活支援・相談センターがあります。

相談から支援までの流れ

①まずは相談窓口へ　窓口もしくは電話等でご連絡ください。

②お困りごとの確認　お困りごとや不安を詳しくお話しください。

③支援プランの作成　これからの生活（自立に向けたプラン案）について一緒に考えます。

④支援決定・サービス提供　各種関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

⑤定期的モニタリング　あなたの状態やサービス提供状況を定期的に確認し、必要に応じてプランを見直します。

⑥安定した生活へ

中濃・飛騨支所　住　　所：美濃加茂市古井町下古井2610-1　可茂総合庁舎
無料通話：0800-200-2538
相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

救急医療情報キットのご案内

救急医療の現場では、患者さんの正確な医療情報が救命の重要なポイントとなります。「救急医療情報キット」は、万が一の災害や急病に備え、医療情報を記入した用紙を筒状の容器に入れ、ご家庭にある冷蔵庫に収納し、救急医療に役立てるためのものです。「だれもがすみなれた地域で安心して暮らせるまち」を目指し、地域のネットワークを活用して普及に取り組みます。救急医療情報キットの設置を希望される方は、地域の民生委員さん、もしくは七宗町社会福祉協議会（担当：松山幸生）までお問い合わせください。

◉対象者は？

75歳以上の独居世帯の者、80歳以上高齢者世帯及びこれに準ずる世帯の者、身体障がい者の世帯、健康上不安のある方

◉なぜ冷蔵庫？

かけつけた救急隊員がすぐに救急医療情報キットを探し出す必要があります。そのための最適な場所が冷蔵庫です。ほとんどのお宅で冷蔵庫は台所にあるので、キットがどこにあるかすぐにわかります。

既に設置されている方は、情報更新にスタッフが順に訪問しております。

社会福祉協議会のコロナウイルス感染予防対策の経緯

日　付	社 会 状 況	社協対処内容
2月28日	首相、全国全ての小中高校に臨時休校要請	役場と協議し、サンホーム七宗の研修室、和室の利用を中止した。 町外の方の来館利用を禁止とした。
3月25日	隣町で感染報告	隣町での感染報告について役場と協議し、一般の方のサンホーム七宗の会館利用を禁止とした。相談業務、契約手続き、事業打ち合わせ等での利用は可能とした。
3月30日		社協職員間で、町内で感染報告があった場合の対処について協議した。（介護保険事業、障害福祉事業、地域福祉事業等の方針）4月1日役場に報告した。
4月７日	緊急事態宣言発令	
4月10日		役場と協議し、日中一時預かり支援事業を中止とした。
4月16日	特定警戒都道府県の指定	
4月17日	岐阜県健康福祉部高齢福祉課長「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（介護サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請に係る留意事項について」発出	社協職員間で協議し、町内で感染報告があった場合の各職員の役割について再確認した。（フローチャート作成）
4月21日		17日の岐阜県健康福祉部高齢福祉課長発出の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（介護サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請に係る留意事項について」に準じ、通所介護、訪問介護サービスの利用者に対し、利用自粛要請を行った。同日役場に報告した。
5月４日	緊急事態宣言延長	
5月14日	緊急事態宣言解除	
5月15日		社協職員間で、緊急事態宣言解除後の事業再開に向けた協議を行い、18日役場に報告した。
5月20日		感染防止対策を図りながらの会館利用についての方針を区長配布にて町民の皆様に発信した。
6月１日		感染防止対策の徹底を図りながら、各事業所は通常営業を再開した。 一般の方のサンホーム七宗の会館利用については制限付きで再開した。

今後その他の検討事項が発生した場合は国の方針・通達・事態の進行にもとづき適宜関係機関と協議の上、運営判断を行っていきます。

さんさんサロンのお知らせ

6月25日に予定しておりましたさんさんサロンは、中止とします。

7・8月は地区を分けて開催します。部屋の換気や手指消毒の徹底など対策をして行いたいと思います。参加される方はマスクの着用をお願いします。感染拡大状況によっては中止となる場合がありますのでご了承ください。

対　象…おおむね65歳以上の方
場　所…サンホーム七宗
申込先…七宗町社会福祉協議会
TEL 46-1294
担当　渡辺 政秀

7・8月のさんさんサロンの予定

日　時	7月20日(月) 13時30分～15時	8月26日(水) 13時30～15時
内　容	ゆる体操	
対象地区	杉洞・万場・上中切・寺洞・葉津	左記以外の地区の方
参加費	無料	
申込締切	7月13日(月)	8月19日(水)

※バスタオルと飲み物を持参ください。
今回は喫茶の時間はありません。

令和2年度　地域茶話会について

7月に予定しておりました下記の地区の地域茶話会は延期、または中止とします。

- 牛ヶ洞地区
- 間見地区
- 樫原地区
- 上中切地区

7月以降の予定につきましても詳細が決まりましたら、区長配布にてお知らせいたします。
ご理解の程お願い申し上げます。

おうちで軽運動しませんか？
(地区サロンなどをされている方や運動不足を感じている方へ)

七宗町社会福祉協議会では、地域で暮らす高齢者の皆さんが、いきがいをもって健康で楽しい生活を送っていただくことを目的に、いきいきサロンの開設を推進しています。現在、町内に14地区で活動をしています。

最近は、新型コロナウィルス感染予防の観点から、活動が慎重になっているところですが、今月は、おうちでできる簡単な運動を紹介します。結構筋肉に影響がありますので、無理のない程度に行っていただきたいと思います。

①椅子に腰かけて、両手を前に出して、右左交互にグーパーをします。

②両足を交互に前に伸ばします。

③壁で両手を支え、左足を右足のふくらはぎに置き、右足を「1.2」でつま先立ちし、「3.4」で降ろします。5回行い、今度は、右足を左足のふくらはぎに置いて、同じ動作をします。この運動は、ちょっときついので足を痛めないように気を付けて行ってください。

温かい真心をありがとうございます

令和2年4月1日から5月31日までに次の方からご寄付をいただきました。（受付順）

分郷　渡邉　豊明様　100、000円

本郷上　井戸　靖子様　100、000円

本郷下　武市　清己様　100、000円

樫原　前嶋　とみ江様　100、000円

(有)七宗食品　心商店様（4月分）　3、545円

奥田　犬飼　成明様　100、000円

(有)七宗食品　心商店様（5月分）　4、494円

その他にもサンホーム七宗で使う日用品などのご寄付をいただきました。

皆様からの善意は、地域福祉推進のために有効に活用させていただきます。心よりお礼申し上げます。

ヤクルト号

岐阜ヤクルト販売株式会社様からいただいた寄付金で、「福祉ヤクルト号」を購入しました。給食サービスや独居高齢者宅への訪問などの地域福祉活動に使用していきたいです。ありがとうございました。

“ぴんぴんドリル”好評です!!

自宅での気分転換になればと、地区のいきいきサロンに参加している方を中心に代表者様を通して配布していただきました。簡単な内容なのでどなたでもチャレンジしていただけます。ご希望の方は七宗町社会福祉協議会までご連絡ください。また第2弾もご用意しておりますので、続けて取り組みたい方もご連絡お待ちしております。

例題（ぴんぴんドリルより）

～比較間違いチェック～

左右の文字の並びが同じなら○、違っていたら×を書き入れてください。

問1、あれほみしにか　　あれほしみにか　　答え＿＿＿

問2、１８５４９６３　　１８５４９６３　　答え＿＿＿

答えはこの“みんなのふくし”のどこかに載っています。探してみてください。

お問い合わせ　七宗町社会福祉協議会　TEL46-1294

さくらハウス通信

さくらハウスでは、いつもなら民生委員の方々にご協力をいただき畑を整え、さつま芋の苗をさします。

今年は5月31日にさつま芋の苗をさしました。新型コロナウイルス感染症予防のため、前日に数名の方に畝を作っていただきました。

いつもなら、ワイワイとにぎやかな苗さしも、親の会の会員のみで静かでした。

美味しいさつま芋を収穫し、焼き芋の販売ができることを、願っています。

令和元年度会計報告

収入の部

項　目	摘　　要	金　額
会　費	5家族×12,000円	60,000円
寄付金	商工会様	15,200円
売　上	アルミ缶・ フリーマーケット・パン・ 松明・焼き芋など	450,411円
募　金		11,484円
奨励金	七宗町集団回収事業奨励金	800円
利　息		315円
合　計		538,210円

支出の部

項　目	摘　　要	金　額
仕入れ	パン （ハートフル・麦の丘）	217,500円
雑　費	石灰・さつま芋苗・ 紙コップ・茶菓子・ 汲み取り代	42,240円
合　計		259,740円

七宗町親子教室

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、親子教室も4月中旬から、約1か月半休室となりました。これからは、感染予防に気を付けながら、指導をおこなっていきます。

発達障がいとは　≪自閉スペクトラム症/障がい≫

対人関係は苦手ですが、好きなことには人一倍の集中力を発揮します。個別や小さな集団で過ごすことで、適応力を伸ばすことができます。人や周りの状況に無関心、マイペースのことが多いです。

※よくみられる特徴

- 指差しで興味のあるものをつたえない
- 人の目を見ることができない
- 他の子どもに関心がない
- ことばの遅れ
- 初めてのことが苦手
- 予定の変更が出来ない
- 感覚が敏感、感覚が鈍い

※どんな時に気づく？

2、3 歳ころから

- お母さんと目を合わせない
- 会話が続かない
- 自分の言いたいことだけ言う
- 一人遊びが多い
- 自分勝手なことをする
- 気に入らないことがあると大騒ぎする
- くせ、こだわりのような行動が見られる

※どうやって付き合っていく？

優れているところを伸ばす　言動がなかなか周囲に理解してもらえず、家族や先生からしかられたり、友だちからいやなことを言われたりすることが多く、ストレスを抱えやすいといえます。 周囲がその子の特性を受け入れて、いいところをほめながら社会適応力を伸ばしていきましょう。場面ごとにどんな行動をとったらいいかを根気よく教えます。

●月に２～４回（１週間に１回）、１回１時間程度で、お子さんに合わせたねらいをたて、玩具や遊具を利用した遊び・活動を行っています。

相談をご希望の方は、TEL：0574-48-1881（祝祭日を除く）
月～金曜日午後5時までに、電話でご予約ください。

以前活動してみえた、七宗町親子教室親の会から、善意で下記の指導用品をご寄付いただきました。
指導で、大切に使います。ありがとうございました。

- ボール7個
- バランスボール1個
- 空気入れ
- メトロノーム
- ヨガマット
- カーペット
- ミーティングボード

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施**します。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■**対象者**

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※　従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

※　新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■**貸付上限額**

20万円以内

※　従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

ア　世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
イ　世帯員に要介護者がいるとき
ウ　世帯員が4人以上いるとき
エ　世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき
オ　世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき
カ　世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
キ　上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■**据置期間**

1年以内

※　従来の2月以内とする取扱を拡大。

■**償還期限**

2年以内

※　従来の12月以内とする取扱を拡大。

■**貸付利子・保証人**

無利子・不要

■**申込先**

七宗町社会福祉協議会
又は
お住まいの都道府県内の
労働金庫

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■**対象者**

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※　従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

※　新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■**貸付上限額**

- （二人以上）月20万円以内
- （単身）　月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

■**据置期間**

1年以内

※　従来の6月以内とする取扱を拡大。

■**償還期限**

10年以内

■**貸付利子・保証人**

無利子・不要

※　従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5％とする取扱を緩和。

■**申込先**

七宗町社会福祉協議会

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

お問合せ先　社会福祉法人 **七宗町社会福祉協議会** 七宗町神渕10327番地1（サンホーム七宗内）
電話：0574-46-1294　受付時間：月～金曜日（8:30～17:15）